

## 検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0330第8号」により、下記項目につき検体検査実施料が平成24年4月1日より新規適用されることになりましたので、取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。 敬具

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■「検査実施料」の新規収載項目

| 検査項目名                              | 実施料                 | 判断料            | 点数区分   | 備考   |
|------------------------------------|---------------------|----------------|--|--|
| CCR4タンパク<br>(フローサイトメ<br>トリー法による場合) | 4000点<br>+<br>6000点 | 血液<br><br>125点 | 「D006-4」<br>遺伝学的検査<br>+<br>「D023」<br>微生物核酸同<br>定・定量検査の<br>12 | ア. CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。<br>イ. CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。 |

| 検査項目名                                 | 実施料                 | 点数区分   | 備考   |
|---------------------------------------|---------------------|--|--|
| ALK融合遺伝子<br>標本作製                      | 4000点<br>+<br>2520点 | 「D006-4」<br>遺伝学的検査<br>+<br>「D006-9」<br>WT1mRNA               | ア. ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。<br>イ. ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。   |
| CCR4タンパク<br>(免疫染色病理組<br>織標本による場<br>合) | 4000点<br>+<br>6000点 | 「D006-4」<br>遺伝学的検査<br>+<br>「D023」<br>微生物核酸同<br>定・定量検査の<br>12 | ア. CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。<br>イ. CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。 |

### ■「検査方法」が追加された項目

| 検査項目名                   | 実施料   | 点数区分                      | 備考  |
|-------------------------|-------|---------------------------|---|
| HER2遺伝子標本<br>作製 [CISH法] | 2700点 | 「N005」<br>HER2遺伝子<br>標本作製 | ア. HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。<br>イ. 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。 |